

人事委員会規則七―三六（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年九月二十九日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則七―三六（通勤手当）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―三六（通勤手当）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（自動車等使用者に係る通勤手当の額） 第八条の二 略 （併用者の区分及び支給額） 第八条の四 条例第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 略 二 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。次号及び第十六条第三項において「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が条例第十二条第二項第二号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同条第二項第一号に定める額 三 略 （支給日等） 第十六条 条例第十二条第六項の規則で定める通勤手当は、一箇月	（自動車等使用者の支給額） 第八条の二 略 （併用者の区分及び支給額） 第八条の四 条例第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 略 二 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。次号及び第十六条第三項において「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が条例第十二条第二項第二号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同条第二項第一号に定める額 三 略 （支給日等） 第十六条 条例第十二条第六項の規則で定める日は、規則七―一

当たりの運賃等相当額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十二条第二号に定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）及び条例第十二条第四項第一号に定める額の合計額（第十八条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十二条第六項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第十二条第六項の当該月に支給することが困難な通勤手当として規則で定めるものは、次の各号のいずれかの場合に該当する通勤手当とする。

一 職員に新たに条例第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた日がその日の属する月の規則七―一（給料等の支給）第二条に規定する給料の支給日（次号及び次項において「給料の支給日」という。）以後となる場合

二 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至つた日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（次条第二項第二号又は第三号（二）に掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3 条例第十二条第六項の規則で定める日は、給料の支給日とする。

4 条例第十二条第六項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

5 支給単位期間（第一項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日

（給料等の支給）第二条に規定する給料の支給日（以下この項及び次項において「支給日」という。）とする。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後の日とすることができ。

2 支給単位期間（次項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（第十八条第二項第二号及び第二十一条において「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が秋田県の休日と定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日と当たるときは、当該翌日後において最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十二条第六項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十二条第二号に定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）及び条例第十二条第四項第一号に定める額の合計額（第十八条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十二条第六項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

又はその翌日（当該翌日が秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

6 職員が給与の支出について定められた予算上の部局（以下この項及び次項において「給与の所属」という。）を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第二項各号に掲げる場合に該当する通勤手当にあつては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給与の所属において支給するものとする。

一 職員に新たに条例第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つたことにより支給が開始され、又は次条第二項第一号若しくは第三号（一）に掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給与の所属

二 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給与の所属

7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給与の所属において通勤手当を支給する場合であつて、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（支給の始期及び終期等）

第十七条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月

から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は

（支給の始期及び終期）

第十七条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は

死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、この届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

一 通勤手当の額を増額して改定する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第三条の規定による届出が、当該事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月）

二 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

三 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が二以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

(一) 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会が定める場合 人事委員会の定める月

(二) (一)に掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属

死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、この届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

する月の翌月

3 前項第三号(一)に掲げる場合における同号(一)に定める月の支給額は、人事委員会が定める。

4 第一項の規定にかかわらず、職員に新たに条例第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至った日の属する月において市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第十六条の規定による通勤手当、知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)第七条の規定による通勤手当、企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)第四条の規定による通勤手当、教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)第二条の規定による通勤手当、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年秋田県条例第十四号)第八条の規定による通勤手当若しくは同条例第十条の規定による費用弁償を支給される要件が具備されている場合、又は職員に条例第十二条第一項の職員たる要件が具備されている日の属する月において新たに市町村立学校職員の給与等に関する条例第十六条の規定による通勤手当、知事等の給与および旅費に関する条例第七条の規定による通勤手当、企業職員の給与の種類および基準を定める条例第四条の規定による通勤手当、教育長の給与及び旅費等に関する条例第二条の規定による通勤手当、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第八条の規定による通勤手当若しくは同条例第十条の規定による費用弁償を支給される要件が具備されるに至った場合には、通勤手当の支給は、任命権者が人事委員会と協議して定める月から開始し、人事委員会と協議して定める月をもつて終わることができる。

(返納の事由、額等)

第十八条 条例第十二条第七項の規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあつては、返納させる

(返納の事由、額等)

第十八条 条例第十二条第七項の規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るもの

一
、
四
略

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた

場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) に掲げる場合以外の場合
(二) に掲げる場合以外の場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アイに掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が

生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」とい

一
、
四
略

一一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた

場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)に掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は特

別急行列車等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にししものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

う。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 前項第二号に掲げる事由が生じ、前条第二項第一号又は第三号(一)に掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第二号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、特別急行列車等、自動車等又は駐車場等(同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、特別急行列車等、自動車等又は駐車場等)に係る通勤手当の額

(二) 略

二 略

3 条例第十二条第七項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給した任命権者と事由発生月(前項第一号(一)に掲げる場合に該当する場合にあつては、人事委員会の定める月)の翌月以降に支給される給与を支給する任命権者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

第二十条 略

2 月の中途において派遣等となつた場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

(二) 略

二 略

3 条例第十二条第七項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給した任命権者と事由発生月
の翌月以降に支給される給与を支給する任命権者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

第二十条 略

2 月の中途において派遣等となつた場合(次項に規定する場合に該当するときは除く。)

復職し、又は 職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合(前項に

規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 令和八年九月二日から同月三十日までの間（この項において「特定期間」という。）に職員に新たに一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合又は職員がこの規則による改正前の規則七―三六（通勤手当）第二十条第二項に規定する場合（同条第三項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の規則七―三六（通勤手当）第十六条第五項に規定する支給単位期間等は、同年十月から開始するものとする。